

令和6年第1回（2月）大潟村議会臨時会会議録

1. 開議日時 令和6年2月19日（月）午前10時00分～午前10時13分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本 正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井 雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第1号 大潟村印鑑条例の一部を改正する条例案

議案第2号 大潟村手数料条例の一部を改正する条例案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回大潟村議会臨時会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、工藤勝さんと、11番、石井雅

樹さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「大潟村印鑑条例の一部を改正する条例案」及び、日程第4、議案第2号「大潟村手数料条例の一部を改正する条例案」を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましてはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、提出案件についてご説明いたします。

本臨時会に提案しております案件は、条例改正案2件であります。

はじめに、議案第1号「大潟村印鑑条例の一部を改正する条例案」ですが、個人番号カード等を利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介して印鑑登録証明書を交付するにあたり、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第2号「大潟村手数料条例の一部を改正する条例案」ですが、戸籍法の一部改正及び個人番号カード等を利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介して戸籍証明書等を交付するにあたり、手数料等の規定を整備するものです。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書及び関係資料に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

次に、福祉保健課長より説明を求めます。

福祉保健課、北嶋課長。

【議長：丹野敏彦】

北嶋福祉保健課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

それでは、議案第1号「大潟村印鑑条例の一部を改正する条例案」及び議案第2号「大潟村手数料条例の一部を改正する条例案」について、配付しております資料に沿ってご説

明いたします。

はじめに議案第1号についてですが、村では3月1日より、住民票や、戸籍謄本や抄本、税証明等、従来役場の窓口だけで発行されていた証明書をコンビニでも発行できるよう準備を進めております。先日も担当職員が上京し、開始に向け試験を行ってきたところです。

この議案では、その発行できるものの中に印鑑証明書もあることから、新たに条項を加える必要があるため、今回改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、マイナンバーカードを所持していることが前提となりますが、コンビニエンスストアに設置されている、飛行機やコンサートなどのチケットを入手できる多機能端末機を操作しまして、入手ができるよう条文を追加するものとなります。

続きまして、議案第2号「大潟村手数料条例の一部を改正する条例案」についてであります。

戸籍法が改正されたことに伴いまして、これまで本籍のある市町村のみ発行することのできた戸籍に関する証明書について、現在住所のある市町村においても発行することができるよう3月1日より広域交付が可能となったことから、今回、改正をお願いするものであります。

資料の1の表ですが、手数料を徴収する事務および金額を新たに定める必要があるため改正をするものであります。表の2段目と4段目については新設となりますが、それぞれ戸籍証明書・除籍証明書の情報をオンラインで請求することができるよう追加するものであります。戸籍に関しては400円、除籍に関しては700円となります。なお、その他の項目については従来どおりの金額となります。表の一番下の項目については、手数料にかかる第2条部分の項の追加に伴って整理を行うものであります。

また資料の2、下段の方ですが、先ほどの議案第1号とも関連しますが、コンビニ交付を開始するにあたり手数料を改正しようとするものであります。

内容につきましては、コンビニで請求できる各種請求書の中に住民票・世帯票があります。これまで世帯1人であれば150円ですが、1人増えるごとに20円が加算されてきております。例としまして、2人世帯であれば170円、4人であれば210円ということになりますが、コンビニ交付が開始されるにあたり、コンビニでは20円加算に対応した徴収ができないうことで、この世帯票1人につき20円加算という部分を廃止するというものとなります。また、コンビニ交付を開始するにあたりまして、住民票や印鑑証明、税の証明など、現行の条例で150円となっている手数料を今回200円に改正するものであります。

なお手数料の改正については、周知期間としまして、3月1日より5月末日までは、コンビニでも役場窓口でも従来どおり150円とする経過措置を設けております。

また新設する第8条第3項においては、手数料の免除規定となりますが、コンビニ交付された各種証明書については免除とならないこととするというものを規定するものです。

コンビニ交付が開始されることにより住民の皆さんの利便性が高まることが期待される

と考えております。ご審議のほど、可決されますよう、よろしくお願いいたします。
以上であります。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。
質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

今回の議案に関してですけれども、コンビニで新たに交付できるようになるという話と、あと戸籍の広域交付の話ですけれども、この辺り3月1日からと間もなくになりますけれども、村民への周知の方法というのをどのように考えておられるのかということを確認させていただきたいなと思います。せっかくシステムが導入されるような形になりますのでできるだけ、今の課長のご説明でも利便性がという話がありましたので、周知方法を教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

北嶋福祉保健課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

黒瀬議員の、今回の条例改正についての、周知方法についてのご質問です。

周知方法につきましては、これまでもそうでしたが、広報の3月号、それからホームページ、LINEでできるようであればLINEというような形、あとは全戸配布のチラシということで、考えられる周知方法についてはやっていきたいなというふうに思っております。

なお、3月いきなりというのもありますし、これについては先ほど申し上げましたが、5月末日までの経過措置ということで、説明が重複しますけれども、役場で取ってもコンビニで取っても150円という措置は行っているところです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

わかりました。ありがとうございます。

もう1点もし候補として、周知方法として可能であれば、せっかくなのでコンビニで交付ができるということであれば、村内にあるコンビニ等に掲示等、そういったことも考えていただければなと思いますので、なかなか広報等を見る方も、見ない方は見ないという状況になっているので、利用方法としてその辺りも含めて、ぜひせっかく導入して今回条例まで改正してやるという話ですので、やっていただければと思います。

答弁を求めませんので、終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第1号「大潟村印鑑条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「大潟村手数料条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回大潟村議会臨時会を閉会します。

(午前10時13分)